

協会案内

一般社団法人 日本住宅ローン診断士協会

住宅ローンのご相談は

住宅ローン診断士

に依頼しましょう。



JMPA

ご挨拶

我が国の住宅ローン市場は、長引く不況や少子高齢化のもとで、市場規模の縮小と、金融機関間の競争激化のなか、**住宅ローン**商品と供給ルートが多様化が進んでおります。



消費者にとって、住宅購入とは一生に何度もない最も大きな買い物であり、それに伴う**住宅ローン**の選択は、将来、金利や住宅価格の動向に左右される等、生活設計の上で、極めて重要な問題です。

当協会は、こういった問題に消費者が適切に対処できるよう、**住宅ローン**のプランニングの担い手である**住宅ローン診断士**を育成し、法令遵守と消費者保護を大前提とした**住宅ローン**に関するサポート体制を構築して参ります。

当協会は、**住宅ローン診断士**を育成する事業を推進すると同時に、当協会監事の住宅金融・**住宅ローン**研究の第一人者井村進哉氏の発案・提言のもと、融資取次や斡旋を行う貸金業登録企業、太陽光発電システムを供給する事業者、ライフプランを設計する生命保険の代理店、住宅を供給するハウスメーカー・工務店・宅建業者、ローン供給者である金融機関等、業界関連団体との積極的な協力関係を構築して参ります。

以上のように、各種関連業界団体と協業体制を通じて、消費者の生活環境や生活設計に関する一貫したサポート体制を構築することで、国民レベルの住宅資産形成・運用・管理を支援し、社会全体の利益の増進に寄与することを目指して参ります。

代表理事 望月 保秀

協会概要**■所在地****本部**

東京都港区赤坂2-16-5BS赤坂ビル2階
TEL 03-3583-1081 FAX03-3583-1083

宮城支部

宮城県東松島市矢本河戸342-2 ゆぶと内
TEL 0225-83-8610 FAX0225-83-8625

福岡支部

福岡県福岡市中央区舞鶴3-2-5アイビル5階

岩手支部

岩手県滝沢市外山2-39

■設立

平成24年5月10日

■役員

代表理事	望月 保秀
専務理事	高橋 実
理事	池田 憲治
理事	最上 義
理事	工藤 彰見
監事	井村 進哉
顧問	川名 康夫
顧問	香川 禎之
顧問	加藤 博

協会の活動**1. 住宅ローンと住宅ローン診断士の知識の啓発と普及**

住宅ローン市場の今を把握し、住宅ローン診断士の存在意義と必要性を新聞や雑誌などのマスコミ媒体やHPなどで啓蒙し、広報活動を行っています。

2. 住宅ローン診断士の育成のための講座主催と資格認定講習の実施

住宅ローン診断士を育成するための講座と資格認定講習を実施しています。

3. 資格認定委員による住宅ローン診断士の資格認定

住宅ローン診断士・住宅ローン診断士補を認定しています。

4. 海外のモーゲージブローカー協会との提携

全米モーゲージブローカー協会、カリフォルニア州モーゲージブローカー協会と提携をしています。教育内容や業務プロセスの情報交換を行い、将来的に国際資格として業務が可能になることを目指しています。

5. 会員向けのイベントの開催 (予定)

住宅ローン診断士のためのフォーラムやシンポジウムを開催します。会員同士の交流を深め業績をたたえるアワードを設けます。

住宅ロ

住宅ローンプランニング

リフォームローン



住宅ローン診断士とは、一般社団法人日本**住宅ローン診断士**協会が育成し認定した**住宅ローン**分野の専門家です。資格には、「**住宅ローン診断士補**」「**住宅ローン診断士**」と、知識（検定試験）や実務経験に応じて、2段階に分類されております。

「住宅ローン診断士補」の業務と役割

住宅ローン診断士補は、**住宅ローン**に関する基礎的知識を備えた者に与える資格です。

住宅ローン診断士補は、これから**住宅ローン**を借りようとしている人や、既に借りていて金利の安い他のローンへの借換えを希望する人の相談に応じます。

「住宅ローン診断士」の業務と役割

住宅ローン診断士は、**住宅ローン**に関する高等な知識や情報を備え、且つ、プランニングに関する知識や実務能力を備えた者に与える資格です。

1. 住宅ローンのプランニング業務

住宅ローン診断士は、相談者から各種の相談を受けた後、自ら単独で、相談者の**住宅ローン**に関するプランニング業務を行います。

2. 調査・デューデリジェンス業務

住宅ローン診断士は、相談者の求めに応じ、住宅ローンプランニングを行います。個別の金融機関へのローン取次や斡旋（仲介・媒介等を含む）行為を、貸金業や銀行代理業の登録なしに行うことは法律で禁止されております。

しかし、相談者の多くは、個別の金融機関へのローン取次や斡旋を希望するため、当協会が提携する信頼のおける貸金業登録企業を経由して、**住宅ローン診断士**は、貸金業登録企業からの依頼により、ローン斡旋希望者に対する住宅ローン組成に関する調査・デューデリジェンス業務を受託します。

貸金業代理店としての住宅ローン診断士

住宅ローン診断士は、当協会のカリキュラムに基づく**代理店登録講習**を修了し、かつ貸金業法に定める法定要件をクリアしていることを条件に、当協会提携の貸金業登録企業の代理店候補として、当協会より推薦状が交付され、代理店の登録申請をします。

貸金業登録企業やその代理店に所属する**住宅ローン診断士**は、基本業務に留まらず、**住宅ローン**の斡旋希望者と直接、媒介契約を締結し、貸金業法に基づいた**媒介業務**を行います。

当協会公認インストラクターの業務と役割

当協会のガイドラインに基づき、公認インストラクターとなった者は、**住宅ローン診断士**関連の養成講座・各種セミナーなどで講師活動をしたり、自らが講座を主催します。

（注意）

貸金業登録企業の代理店になる為には、貸金業務取扱主任者の設置、及び、貸金業務の1年以上の経験者の設置が必須とされ、各種法定帳簿の完備も必要となる等、法令遵守は当然として、その管理や監査体制等、一定の基準を満たす必要があります。

無登録業者に注意して下さい

住宅ローン相談・コンサルティングや**取次**と称して、具体的に金融機関を紹介したり、提案する行為は、**ローン媒介業務**となります。

媒介業務を、貸金業や銀行代理業の登録なしに行うことは**法律で禁止**されています。

★コンサルティング業務に関して具体的に説明しますと・・・

コンサルティングはあくまでライフプラン等の助言に留まり、それを超えて**具体的に銀行名を顧客に明示し、助言や提案した場合は、媒介業務**になります。

★取次に関して具体的に説明しますと・・・

取次はあくまで商品案内チラシ、パンフレット、契約申込書等の**配布、交付、受領、回収**という単なる受付事務の簡易な作業に留まり、それを超えて**商品や契約の内容に触れれば、媒介業務**になります。

ローン媒介

調査・デューデリジェンス

太陽光+ローン借り換え



<http://j-mpa.jp>

2015年1月現在

